

島根労働局発表
平成25年12月26日

担 当	島根労働局雇用均等室
	室長 岡村宏行 地方機会均等指導官 永見貴子
	TEL 0852-31-1161



子育てサポート企業を認定しました —次世代法に基づく認定—

次世代法に基づく
認定マーク「くるみん」

島根労働局（局長 坪田一雄）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく基準適合事業主として、次の企業を新たに認定しました。

株式会社島根富士通

株式会社島根富士通は、県内初めての製造業の認定事業主です。これにより、島根県内の認定企業は8社となりました。

平成26年1月20日（月）14時00分から、島根労働局局長室（〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階）にて、認定通知書の交付を行います。

平成17年4月に施行された次世代法では、従業員が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備などを行い、一定の要件を満たす場合、事業主は都道府県労働局長に申請し、「子育てサポート企業」として認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク「くるみん」を広告や商品、求人広告などに表示ことができ、これにより「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」であることをアピールできます。

【株式会社島根富士通の取組内容】

1 行動計画期間 平成22年4月1日～平成25年3月31日

2 行動計画の概要

- 目標1 男性社員の育児休職取得促進
- 目標2 育児短時間勤務の取得要件拡充及び周知
- 目標3 年次有給休暇取得促進対策の実施
- 目標4 キャリア面談制度の導入
- 目標5 社内グラウンドの芝生化、地域への開放

3 認定基準の主な達成状況

- 男性社員全員を対象とした育児に関するアンケートを実施。各種制度の認知度を把握し、育児期に利用できる各種制度をまとめ配布するなど、男性の育児休職取得促進を行った。その結果、初めて男性社員が育児休職・育児短時間勤務を取得した。
- 育児短時間勤務制度を利用できる子の対象年齢を法以上(育児・介護休業法では3歳未満の子のために利用できる制度であること)に引き上げた。最大で、子が小学校6年の3月末まで引き上げた。また、出産・育児に利用できる制度の一覧表を作成し、社内掲示により利用促進を図った。
- 仕事と子育て両立支援の窓口を開設、周知した。
- 社員一人ひとりの成長に向けた取組みを継続的に支援することを目的としたキャリア面談制度を導入した。
- 社内グラウンドの芝生化にあたり、地元の利用者が一緒に植え付け作業を実施した。また、少年サッカー大会開催等、地域へ無料開放を行った。

【参考】

《次世代法に基づく認定制度とは》

次世代法に基づき、事業主は、労働者が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備や、地域の子育て支援等を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届け出ることとされています(労働者100人以下の事業主は努力義務)。策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には、申請により都道府県労働局長の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、認定マーク(愛称「くるみん」)を広告、商品などに表示することができ、認定を受けた企業であることを対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。

《次世代法に基づく認定企業一覧(島根労働局管内)》

株式会社長岡塗装店(松江市)	平成19、21、23年(3回認定)
社会医療法人仁寿会(邑智郡川本町)	平成21年認定
松江土建株式会社(松江市)	平成23年認定
株式会社テクノプロジェクト(松江市)	平成24年認定
株式会社山陰合同銀行(松江市)	平成24年認定
国立大学法人島根大学(松江市)	平成24年認定
社会福祉法人島根ライトハウス(松江市)	平成25年認定

添付資料 一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!! 【省略】